

第三十四回国会 社会労働委員会 議院 議事録 第四十号

昭和三十三年六月十四日(火曜日)

午後三時四十六分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事大石 武一君 理事大坪 保雄君

理事田中 正巳君 理事八田 貞義君

理事藤本 捨助君

江崎 典澄君 小澤佐重喜君

大橋 武夫君 加藤録五郎君

龜山 孝一君 河野 孝子君

志賀健次郎君 田中 龍夫君

津島 文治君 富田 健治君

中井 一夫君 中山 マサ君

古川 武吉君 柳谷清三郎君

山下 春江君

出席政府委員

厚生政務次官 内藤 隆君

厚生事務官 森本 潔君

(大臣官房長)

厚生事務官 大山 正君

(児童局長)

労働事務官 三治 重信君

(大臣官房長)

委員外の出席者

厚生 技官 植山 つる君

(児童局母子福 植山 つる君

社課長)

専門 員 川井 章知君

五月二十七日

委員柳谷清三郎君辞任につき、その

補欠として江崎典澄君が議長の名

で委員に選任された。

同日

委員江崎典澄君辞任につき、その補

欠として柳谷清三郎君が議長の名

で委員に選任された。

六月七日

委員加藤録五郎君辞任につき、その

補欠として島村一郎君が議長の名

で委員に選任された。

同日

委員島村一郎君辞任につき、その補

欠として加藤録五郎君が議長の名

で委員に選任された。

同日

委員池田清志君、川崎秀二君、倉石

忠雄君、早川崇君、山下春江君及び

四郎君辞任につき、その補欠として

田中龍夫君、津島文治君、江崎典澄

君、中井一夫君、高田富興君及び富

田健治君が議長の名で委員に選任

された。

同日

委員江崎典澄君、田中龍夫君、高田

富興君、津島文治君、富田健治君及

び中井一夫君辞任につき、その補欠

として倉石忠雄君、池田清志君、山

下春江君、川崎秀二君、四郎君及

び早川崇君が議長の名で委員に選

任された。

五月二十七日

宗教法人立保育施設の取扱い改善に

関する請願外五十七件(坂田英一君

紹介)(第五一〇七号)

同外百六十七件(藤本捨助君紹介)

(第五一〇八号)

同外九件(中村三之丞君紹介)(第五

二〇九号)

同外四件(龜山孝一君紹介)(第五二

一〇号)

環境衛生関係営業の運営の適正化に

関する法律の一部改正に関する請願

(菊池義郎君紹介)(第五一〇九号)

同(濱野清吉君紹介)(第五一一〇号)

同(細田義安君紹介)(第五一一一号)

同(中井一夫君紹介)(第五二〇八号)

同(西村榮一君紹介)(第五四九五号)

同(門司亮君紹介)(第五四九六号)

環境衛生関係営業の運営の適正化に

関する法律の一部改正に関する請願

(柳谷清三郎君紹介)(第五七六七号)

同(今澄勇君紹介)(第五八八四号)

医療施設不燃化等の建築費助成に關

する請願(白井莊一君紹介)(第五

八八三三号)

同(志賀健次郎君紹介)(第六〇四

二二号)

同(飯塚定輔君紹介)(第六五五〇号)

環境衛生関係営業の運営の適正化に

関する法律の一部改正に関する請願

(前田郁君紹介)(第六四二二二号)

同(植木庚子郎君紹介)(第六六八六

八八四号)

同(中馬辰猪君紹介)(第五八八五号)

宗教法人立保育施設の取扱い改善に

関する請願外五件(谷川和穂君紹介)

(第五七六五号)

同外三件(古川武吉君紹介)(第五七

六六号)

同外三件(永山忠則君紹介)(第五八

八六号)

同外九件(本島百合子君紹介)(第五

八八七号)

理容師法の一部改正に関する請願

(柳谷清三郎君紹介)(第五七六七号)

同(今澄勇君紹介)(第五八八四号)

医療施設不燃化等の建築費助成に關

する請願(白井莊一君紹介)(第五

八八三三号)

同(志賀健次郎君紹介)(第六〇四

二二号)

同(飯塚定輔君紹介)(第六五五〇号)

環境衛生関係営業の運営の適正化に

関する法律の一部改正に関する請願

(前田郁君紹介)(第六四二二二号)

同(植木庚子郎君紹介)(第六六八六

八八四号)

同(中馬辰猪君紹介)(第五八八五号)

宗教法人立保育施設の取扱い改善に

関する請願(北澤直吉君紹介)(第六五

四七号)

同(始岡伊平君紹介)(第六六八五号)

公益法人立及び社会福祉法人立結核

療養所、病院を公的医療機関に認定

の請願(田中伊三三君紹介)(第六

六八四号)

は本委員会に付託された。

六月八日

日雇労働者健康保険法の一部改正に

関する陳情書(京都府議会議長細川

馨)(第八九五号)

一般職種別賃金の是正に関する陳情

書(京都府議会議長細川馨)(第八

九六号)

労働運動の適正化に関する陳情書

(東京都千代田区丸の内一丁目二番

地日本経営者団体連盟事務局局長後藤

浩)(第九二二二二号)

鹿児島公共職業安定所指宿出張所の

昇格等に関する陳情書(鹿児島県指

宿郡開町議会議長下吉幸行)(第九

九二九号)

鹿児島公共職業安定所指宿出張所の

昇格に関する陳情書(鹿児島県指宿

郡喜入町議会議長弓指与吉)(第九

三〇号)

国民年金積立金の運用に関する陳情

書(鳥取県議会議長森本繁蔵)(第

九三二二二号)

貿易自由化に伴う労使対策の確立に

関する陳情書(東京都千代田区丸の

内一丁目二番地日本経営者団体連盟

事務局局長後藤浩)(第九三二二二

号)

最低八千円の賃金制確立等に関する

陳情書(東京都千代田区丸の内一丁

目二番地日本経営者団体連盟事務局

局長後藤浩)(第九三二二二号)

第一類第七号

社会労働委員会議事録第四十号

昭和三十三年六月十四日

陳情書外一件(岡山県久米郡福原町 徳光雄太外四十五名)(第九七二号) は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出 第二二〇号)(参議院送付) 派遣委員より報告聴取

○永山委員長 これより会議を開きます。参議院より送付されました母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑に入ります。――本案につきましては、質疑の申し出もありませんので、直ちに討論に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永山委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に討論に入るのでありますが、申し出もありませんので、直ちに採決いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永山委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永山委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

○永山委員長 先般チリ地震津波による罹災者の実情調査のため、現地に委員を派遣いたしました。この際その報告を聴取いたします。柳谷清三郎君。

○柳谷委員 チリ地震津波災害調査のため、第一班北海道班は六月二日より七日までの間現地に参りましたが、当社会労働委員会からは私が参加いたしましたので、調査の結果の概要を御報告申し上げます。

まずチリ地震津波の概況を簡単に申し上げます。

今回の津波は、去る五月二十三日、日本標準時で四時十一分に南米チリ沖に起こった大地震によるものであります。長野県、長野の松代地震観測所推定した地震の規模は八・七という世界最大級のものであり、昭和八年三月三日の三陸沖地震と同程度あるいはそれ以上のものであります。

かかる大規模の地震が海底に起こったため津波を伴い、一万七千キロメートルを隔てたわが国に二十四日早晩より襲来し、本邦太平洋沿岸の北海道から九州南部にわたり一週十六府県が災害を受け、死者百十九名、行方不明二十名を出したことは御承知の通りであります。

さて、私どもは札幌市において北海道庁当局より全般的被害の状況を聴取したのであります。それによりますと、被害は津軽海峡から根室海域に至る太平洋一帯に及ぶ四市二十二町村に及びまして、人的被害は死者九名、行方不明六名、負傷者十五名でありまして、家屋の被害は四千四百三十四戸で、内訳は全壊五十七、流失家屋百五十二、半壊百二十四、床上浸水千三百五十八、床下浸水千六百四十五であります。被害総額は約三十一億四千万に上り、港湾、漁港、海岸等の土木被害十九億、商工業被害四億八千万、家屋被害二億八千万、水産関係被害二億三千万がおもなるものであります。

不幸中の幸いは、人命の犠牲が被害総額に比較して少なかったこととありますが、しかしこれは、一に地元民が過去の十勝沖地震津波のとうとうと体験から津波の来襲を予測し、適切な措置をとったからでありまして、今回の津波の特殊性によるものといえ、気象庁の津波予測が不確定であり、警報の発令がおくれた事実をあわせ考えますと、地元民の津波に対する日ごろの警戒と訓練がなかったならば、人命の喪失がどの程度であったか、心胆を寒からしむるものがございます。

また今次災害の特徴は、公共施設の被害が割合僅少であったのに反して、個人財産の被害が甚大でありまして、しかも今回の被災区域は去る昭和二十七年の十勝沖地震の被害を受けた地域でありまして、その再建途上にある零細な沿岸漁業者が大部分であって、財政の最も脆弱な階層であるだけに、その救済対策については尋常の方法手段ではまことに困難な現状であり、一日も早くこれら被災者の立ち上がりやすい必要があると思慮する次第であります。

次に被災地に特に発生しやすい伝染病の防疫対策は迅速かつ適切に行なわれ、日赤及び市町村の努力と相俟って、患者の発生を最小限度に食い止め、赤痢真性三、疑似患者一名、保護者四名であることは不幸中の幸いでありまして、引き続き現地調査に向かい、北海道の東北端に近い、今次災害で最も被害の多かった釧路支庁管内の浜中村に参ったのであります。この村は浜中湾と琵琶湖湾を表裏に控えた平島にありまして、二十四日午前三時ごろ早晩、出漁する漁民が海の異常な引き潮を見まして村役場に連絡をとり、浜中村長は四時三十分釧路気象台に高潮津波の有無について問い合わせたところ、異常を感じていない旨の回答に接しました。が、十勝沖地震津波の経験にかんがみまして警鐘を鳴らし、異常を感じた村民は警鐘前にすでに高台に避難を始めた。浜中湾及び琵琶湖湾からおのおの六回、合計十二回の津波の来襲を受け、四時十分には三・八メートルの最高波高を示しまして、前回の十勝沖地震津波の四波、最高波高三・二メートルに比べまして、はるか大規模な津波でありまして、浜中村の被害総額が約二十億で、道全体の三十億の三分の二を占めていることを考えまして、いかに被害が甚大であったか推察されます。また高台から町を見ますと、漁船が海岸から四、五百メートル先まで打ち上げられ、家屋の屋根のみが畑の中に点々と流されており、さらに驚くことには、すでにテレビ、ニュース映画で御承知でしょうが、十二回の津波により半島の咽喉部に相当する領所の土砂が運び去られ、百メートル近く深

さ六ないし七メートルの海峡となり、交通が途絶して離れ島となっていたこととあります。このことは応急の救援物資の陸上輸送を困難ならしめ、海上自衛隊の応援を得て初めて物資の輸送をなし遂げたのであります。

人的被害は死者八名、行方不明三名で、家屋の被害は流失、全壊、半壊、計三百十六戸、被災者数二千七百八名で、これらの者に対しては小学校、寺院等に避難所を開設し、約千八百名を収容しておりました。被災者は零細な沿岸漁業者が多く、十勝沖地震津波の被害からの立ち直り途上で再び災禍に見舞われ、住宅はもちろん、漁期に入っている現在、漁船、海産干場等、あすからの生産手段のほとんど大部分を失ったという悲惨な状態に置かれています。

また同村は自営水道を持っていますのでありますが、水源が島の部分にあり、水道管が前に申し上げた海峡部で切断されましたため、それより末端の部落では毎日の飲料水をこの箇所まで船で取り来ている状況で、一日も早く復旧を渴望されているのであります。が、非常に困難な問題であります。

また釧路市より保母が派遣され、臨時保育所の開設準備が行なわれておりましたが、きわめて適切な措置であると信じます。

被害地の跡始末は、官民一体の努力によりようやく復旧の途上にあると思いますが、今日までの応急措置の段階においては、時宜を得た機敏なる自衛隊の活動は地元民の感謝の的となっておるものであります。

災害救助法の適用になった地域はこの浜中村のみであります。

二

釧路支庁管内で厚岸町、釧路市、白糠町と、十勝支庁管内の浦幌町、豊頃町及び渡島支庁管内で上磯町、函館市を視察して参りましたが、水産関係、土木関係の被害が主でありますので、省略させていただきますが、ただ函館市での被害は臨港地帯の浸水被害が最大のものであって、倉庫保管物資の冠水による被害が甚大で、函館市の総被害額五億のうち四億で、この中には政府貨物である玄米、大麦、小麦等三千四百万円に上る被害が含まれるほか、水産加工品の被害が目立っており、また被害地域にはマーケット集団地域が含まれており、これらは大多数が引揚者であり、飲食店、行商、理髪店等零細企業者が多いので、これらに對して更生資金の貸付等が特に肝要であると考えられます。

最後に、現地における当社会労働委員会関係の要望等につきまして、以下各項目別に申し上げます。

厚生関係でありますが、第一に災害救助法による救助基準の引き上げについてであります。応急仮設住宅の規模を、寒冷地帯の特殊性から便所、炊事場、暖房設備等のため一坪の規模増を認め、かつ世帯構成人員が六人以上のものについては一坪以内の増加を認められたいこと。

第二に、低所得階層の世帯更生資金の貸付ワケを拡大すること。

第三に、国民健康保険事業に対する特別措置として、国民健康保険の被保険者にかかる保険税及び一部負担金の減免による歳入欠陥並びに災害による傷病にかかる医療費について特別調整交付金をもってする財政援助を措置するとともに、国民健康保険事業運営資金の確保をはかるために、国庫負担金の繰り上げ交付を行なうこと。

第四に、施設の災害復旧に對し国庫補助を講ずること等であり、第一に、労働関係であります。第一に、失業対策事業における特別措置として、被害甚大な町村について、国において救済土木事業を実施し、被災地域に對する失業対策事業吸収人員を増加するとともに、被災失業者の就労日数を月間二十五日に増加すること。被災地域のうち、特に被害甚甚地における失業対策事業については、補助率を五分の四以上にすること等であり、

第二に、災害に伴う離職者に對して被害による事業の休止等のため休業するに至った失業保険の被保険者に對しては、その休業期間中失業保険金を支給するよう失業保険の特別措置を講ずることであり、

以上が、おもなる当委員会関係の要望事項であります。このほか、災害救助法適用期間の延長、母子福祉資金の貸付ワケの増加、医療費の貸付及び引き揚げ国債、遺族国債の買上げ償還等についての要望につきましては、行政措置として実施されるようであり、

以上、千代地震災津波災害調査の第一班北海道班の御報告を終わります。

○永山委員長 なお第二班の報告につきましても、委員長の手元に派遣委員巨四郎君より文書をもって提出されておりますので、これを会議録に参照として掲載いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○永山委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四分散会

〔参照〕

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一二〇号）（参議院送付）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

千代地震災津波災害調査第二班報告書

派遣委員 巨 四郎

チリ地震津波の被害状況調査のため、第二班として派遣されました宮城、岩手、青森三県下の被災の実情について御報告申し上げます。

私は去る六日から約一週間に亘り被災地をつぶさに視察致しましたが、三陸沿岸地域は、地勢ならびに地形の關係から過去において幾度か津波に見舞われ、これによって受けました痛手は産業経済の発展に重大な影響を及ぼしてありますが、今回の津波も波高3-4米に達する大波浪が数回に亘って来襲し、一瞬にして大災害を与えておるのであります。今なお多くの漁船が道路といわず畑といわず被災地の至るところに乗り上げられていた惨状は如何に津波の激甚であったかを物語っております。

各県の被害総額を申し上げますと宮城県では八十六億余円、岩手県では九十八億余円、青森県では約五十億円の巨額に達しております。今回の災害がかつてない激甚さに比較して

人的被害の軽少であったことは不幸中の幸いと申さねばなりません。人的被害を最少限度に防ぎ得たことは被災地における地元民の過去二回の尊い体験が津波の来襲を予測せしめ、適切な避難措置が講ぜられた結果であります。また公共事業の被害も被害総額から見て軽微であります。その反面半漁半農、いわゆる零細漁民と金融ベースに乗らない中小企業者の被害が大部分を占めていることは真に深刻なものがございまして、とりわけ、宮城、岩手、青森下における被災漁民は今日まで漁内のかき、のりの養殖によってその生活を支えて参つたのであります。その全財産ともいべき総ての施設を流失した上、「たねがき」の入手すら困難な事情に陥り、また入戸を中心とした夏いかの盛漁期を控えていたの出漁船も仕込みを終り待機していた時だけにその被害も大きく、これら被災漁民は立上る気力も失って悲惨な状態におかれていました。その救済措置を一日も早く講ずる必要を痛感いたしますと同時に、今後の施策の如何によつては被災保護世帯に転落のやむなきに至る世帯が相当数にのぼるのではないかと憂慮される状態にあります。

また被災地における防疫及び公衆衛生対策につきましても、災害救助法の発動と同時に適切な指導と措置が講ぜられ、殊に、被害地に発生し勝ちな赤痢は宮城県下で当初真正赤痢患者三名、疑似患者二千数名、岩手県下で真正十一名、疑似十名程度に喰ひとめ、その後の発生を見ないことは清掃、消毒等防疫面の作業が適切であつたと申すことができません。

その他今度の災害に當り、各県の要請によつて派遣された自衛隊員の各方面に亘る目覚ましい活動は被災地住民の等しく感謝の的になつていましたことを申し添えたいと思ひます。

次に各県の被害状況について申し上げます。まず宮城県では災害救助法の適用は三市八町及び被害戸数一万五千余戸、罹災者約七万五千人、貴い人命を失つたもの四十五人、行方不明九人、家屋の全壊千四百五十戸、船舶の沈没、流失及び破損千三百九十五隻、ほかに道路、橋、河川、港、漁港など被害を蒙つております。殊に、死者四十名を出した志津川町では全町の七割が被災し、家を失つた百四十三世帯、六百三十二人が町内の小、中、高校に収容されておりました。同県の主たる被害額は住宅関係約四十二億六千七百万円、農林漁業関係二十四億四千万円、一億五千余万円、土木関係約二億三千万円となつております。

次に岩手県について申し上げます。災害救助法の発動は四市二町でありましたが、死者五十五名、行方不明六名、罹災世帯六千八百三十二世帯、罹災者総数三万五千二百七十九人を数えております。死者四十九人を出し、人的被害の最も多い大船渡市は昭和八年の三陸津波の被害を受けていなかっただけにその打撃は大きく、市の被害総額は七十三億余円にのぼり、同市の年間予算の三千年分が瞬時にして太平洋へ押し流されてしまつたわけでありました。被災者百四世帯は市内小学校に収容され、市ではとりあえず、災害仮設住宅と公

営住宅の建設を急ぐほか、失業対策事業によって罹災者を救済する方針を立てていましたが、国鉄大船渡線も陸前高田―盛岡の復旧が六月二十日過ぎとあつて復旧資材や救援物資の輸送も遅れ、飲料水も時間給水の不便を今なおしのんでいる状態であります。

県下の被害総額の主なるものは建物関係約二十七億円、土木関係約九億一千万円、農林畜産関係九億二千余万円、水産関係約二十一億円、商工鉱関係約二十八億四千万円、公共施設関係約二億七千万円となっております。

次に青森県について申し上げます。同県では八戸市だけが災害救助法の発動を受けましたが、被害状況は死者二名、行方不明一名、住家の被害は流失全壊六十戸、被害総額、水産関係約三十二億五千万円、土木関係五億九千余万円、商工その他各五億円余となっております。

被害の最も大きい八戸市では年間総水揚げ四十五億円の五〇％二十二、三億円を占めるいか、さばの盛期を控え、各船団は十分の仕込みを終って待機中災害を蒙り、八戸いか釣り漁業協組百八十隻のうち、七十五隻が道路或は防波堤に乗り上げて破損し、出漁不能な状態におかれるとともに、更に、約一万人の乗組員家族の生活とからんで今後の施策は実に深刻なものがありません。

以上極めて簡単に被災地の概況を申し述べましたが、次に現地において聴取致しました要望の主なるものを申し上げます。

まず被災地三県は、同地域における

る津波災害の歴史的経過に鑑み、抜本的な恒久対策の樹立が強く要望され、今回の災害については、経済力に乏しい特殊事情を考慮の上、伊勢湾台風なみの特別施策を実施して民生の安定を図り、災害復旧対策を急速に推進されたいというのであります。

最後に社会労働関係の要望事項を列挙致します。

一、低所得者階層の世帯更生資金、医療費貸付金及び引揚者国庫債券担保貸付金の枠をそれぞれ拡大されたい。

二、国民金融公庫の更生資金の貸出金の増額と住宅金融公庫の災害復興住宅資金の貸付にあつては、被災者は零細な漁業関係者が多いので融資枠の増大と貸付利率の引下げ償還期間の延長など融資条件の緩和をはかられたい。

三、災害救助費、母子福祉資金の貸付、保育所復旧費及び罹災者に対する福祉年金の支給については、伊勢湾台風に準ずる措置をとられたい。

四、被災地域の国民健康保険事業に対する国庫補助の特別措置を講ぜられたい。

五、失業対策事業における次の特別措置を講ぜられたい。

(イ) 被災地域に対する失業対策事業吸収人員を増加すること。

(ロ) 被害激甚の状況に鑑み、被災者世帯から多数就労できるよう失業対策事業紹介適格要件の特別措置を行なうこと。

(ハ) 被災失業の就労日数と月間二十五日に特別増加すること。

(ニ) 被災地域における失業対策事業については全額国庫負担とすること。

六、災害に伴う離職者に対しては、伊勢湾台風に準じた特例を制定し、速やかに被保険者の救済の途を講ぜられたい。

七、災害による防疫措置費、医療及び給水等に要する経費は全額国庫負担とされたい。

八、医療施設、水道施設その他の衛生関係施設の災害復旧に対し、国庫補助、融資等特別の措置を講ぜられたい。

九、浸水地区における清掃、し尿の完全処理等に要する費用を全額国庫補助とされたい。

以上第二班の御報告を終わります。